

委託業務特記仕様書（排水ポンプ車運転操作）

第1条 目 的

本仕様書は、徳島県土整備事務所長（以下「甲」という。）が保管する「排水ポンプ車」の運転及び操作に関する業務を受託者（以下「乙」という。）に委託するにあたり、必要となる事項を定めたものである。

第2条 用 途

排水ポンプ車の用途は、次のとおりとする。

1 排水ポンプ車の実運転操作

第3条 業務実施範囲

当該業務の実施範囲は、次のとおりとする。

- 1 徳島県土整備事務所管内
- 2 その他、甲が必要と認めた箇所

第4条 業務内容

甲が乙に委託する業務の内容は、次のとおりとする。

なお、乙は業務の実施にあたっては、道路車両運送法、道路交通法等車両の運行に係る関係法令及び甲の指示事項を遵守し、排水ポンプ車の導入目的及び用途を考慮の上、誠意をもって適切に遂行することとする。

また、車両の搬送を行う場合は、運行前点検を行うほか、運行後は「県有車両使用簿」に必要事項を記入すること。

1 排水ポンプ車の実運転操作業務

出水時において、浸水被害発生箇所における排水作業を行うこととする。

なお、目的地については甲において指定することとし、乙は甲が指定した目的地において業務を遂行することとする。

また、当年度内にポンプ車を複数回運転する必要性が生じた場合は、出勤実績に応じて変更契約を行うこととする。

(1) 運転

ア 往路

乙は、甲が指定する目的地まで車両を搬送することとする。

なお、出発前には目的地までの搬送及び目的地において実施される作業等が円滑に行われるようあらかじめ準備をしておくこと。

また、目的地の状況により人力によるポンプ等の設置が困難であると予想される場合は、クレーン車を準備し、車両とともに目的地まで搬送することとする。なお、クレーン車準備費用については変更契約の対象とする。

イ 目的地

乙は、甲が指定する場所に車両等を駐車することとする。

なお、乙は甲が必要と認めたときは、何時でも甲の指示により車両等を移動させることができるよう体制を確保すること。

ウ 復路

甲が指示した業務が完了した場合は、甲の指示により乙は速やかに車両を車両基地へ搬送し、安全に格納することとし、格納前に燃料の補給、使用した機器の点検、清掃・外装の洗車等を済ませておくこと。

(2) 設営

甲が指定する目的地に車両が到着したときには、乙は甲が指定する職員の指示に従い、指定された位置に車両を駐車させた上、次の業務を行うこととする。

ア ブルーシートの布設

イ クレーン車の設置

ウ ポンプ・ホース等の設置

エ ポンプの操作

(3) 撤収

甲が指示する業務が終了したのちは、速やかに次の業務を行うこととする。

また、「排水ポンプ車運転記録用紙」に必要事項を記入し、甲に提出することとする。

ア クレーン車の撤去

イ ポンプ・ホース等使用した資機材の片づけ

ウ 使用資機材の清掃

エ 車両の格納

オ 使用機器の点検

2 排水ポンプ車の点検及び試運転

乙は、前回走行時から2ヶ月以上走行を行ってない場合は、その都度車両の点検及び試運転を行うこととする。

乙は、甲が必要とする場合は、指定する場所まで車両を搬送することとする。

乙は、甲が指定する場所に車両を駐車することとする。

甲が指示した業務が完了した場合は、乙は速やかに車両を車両基地へ搬送し、安全に格納することとし、格納前に燃料の確認、使用した機器の点検等を済ませておくこと。

第5条 業務遂行体制

1 乙は、安全な業務遂行の観点から労働基準法、道路車両運送法、道路交通法等関係法令を遵守し、余裕をもって運転手・作業員等の手配等を行うこととする。

2 甲乙両者の連絡については、車両搭載の移動型無線機によるほか、携帯電話によることとする。

乙は、車両の運転業務に従事する者に対して連絡用の携帯を常時携帯させることとし、甲との連絡に供すること。

3 乙は、甲及び関係機関との連絡を密にし、緊急時の対応が迅速に行える体制を確保することとする。

第6条 緊急出動時の連絡体制等

- 1 乙は、甲が指定する職員から緊急的な業務実施の要請があった場合には、直ちに出動が可能な体制を確保しておくこととする。
- 2 乙は、緊急連絡体制を整備の上、甲に報告することとし、これに変更があった場合も同様とすること。

第7条 燃料及び消耗品の取り扱いについて

- 1 燃料は、使用后乙において補給を行う。
- 2 車両及び機器の使用により交換を必要とする消耗品がある場合には、乙において交換する。
- 3 上記の燃料及び消耗品に要する費用については県の負担とし、甲において支払うこととする。

第8条 運転記録等

乙は、甲からの出動指示により排水ポンプ車を緊急出動した際は、別紙「排水ポンプ車運転記録用紙」により運転記録等を速やかに甲に提出することとする。

第9条 事故処理

乙は、業務の実施に当たって交通事故等が発生したときは、直ちにその状況を甲に報告し、速やかに事故等の処理を行い、かつこれに伴う一切の費用を乙が負担する。

第10条 その他

乙は、この仕様書に明記されていない事項であっても、車両の運行に必要となる事項については、乙の責任において処理することとする。